



主 な 内 容

| | |
|-------------------|-----------|
| 新年のごあいさつ | 2P |
| 議会だより | 2P ~ 3P |
| 百条委員会中間報告書 (抜粋) | 4P ~ 5P |
| 石井町消防出初式 | 6P |
| 町長コラム | 6P |
| お知らせ | 7P ~ 9P |
| 石井町の台所事情 | 10P ~ 11P |
| いしいスナップ | 12P |
| 新型インフルエンザワクチン接種助成 | 13P |
| ふれあい広場 | 14P ~ 15P |
| 町税の電子申告 | 16P |

石井町成人式 (1月2日・中央公民館)

新成人の皆さんは、綺麗な着物姿や格好いいスーツ姿で成人式に出席し、会場はとても華やかな雰囲気となりました。

成人式実行委員会が、企画や式典の進行を担当し、3名の代表が新成人としての抱負を述べました。また、小中学校の恩師 27 名から新成人に向けてメッセージが贈られました。

新成人の皆さんには、これから社会の様々な分野でご活躍されることを期待しています。

町民のうごき

総 数 26,746 人・男 12,751 人・女 13,995 人・世帯数 9,641 世帯 平成 22 年 1 月 1 日現在

石井町の広報

- 『文字放送』 (石井有線テレビ) 毎日
- 『石井町政だより』 (徳島新聞・ホームページ) 毎月第3火曜日
- 『ホームページ』 <http://www.town.ishii.lg.jp/>

新年のごあいさつ



石井 町長

新春を迎え皆さまには心からお喜びを申し上げます。

さて、昨年は、アメリカではチェンジを掲げたオバマ大統領の就任により政権交代、また、新型インフルエンザが世界中で流行したことにより、感染予防対策に世界中に沸いた年でありました。

国内では、百年に一度の不況と追い打ちをかけるようなデフレの到来により、不況対策に翻弄されるなか、先の衆議院選挙で民主党が勝利し政権交代がございました。新政権の政策により、これからの日本経済や国民生活がどのように変わっていくのか、期待と不安の難しい局面に陥っています。

私もチェンジを掲げ就任して2年8カ月、私が掲げたマニフェストを睨んでは、石井町にとって何が必要か、何を変えなければならぬかを常日頃から思考しながら、ロハスの町づくりに向けて町政を

運営し、そして、多くの課題や壁に当たりながら一つ一つ皆さまの要望に応えたいとの気持ちで頑張つて参りました。本年は、私の町政1期目の集大成として町行政全般にさらなる躍進をして参る所存ですので、ご協力とご支援をよろしく願います。

終わりに、町民の皆さまには健康でよい年でありますことをお祈りし新年の挨拶いたします。

石井町議会議長

明けましておめでとございます。

皆さまにおかれましては、希望に満ちた新しい年の始まりをお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

我が国は、世界的な金融危機に端を発した景気の後退により、国民の生活は深刻な影響を受け、経済・雇用情勢は依然として厳しい局面が続いており、特に地域経済は更に悪化の傾向を強めています。

先の衆議院議員選挙では、民主党が勝利し、新政権が発足して早々に予算の凍結を行うなど徹底的な見直しが進められているところであり、引き続き国の動向を注視していかなければなりません。

石井町も自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を実施し、少子・高齢社会への対応、生活関連社会資本の整備、教育・文化の振興などの諸課題に取り組んでいます。が、極めて厳しい財政状況の下、町が自主的、主体的な地域づくりを進めるためには、財源の充実確保が不可欠であります。このような時こそ住民の代表機関として議会議員自らが、魅力と活力にあふれるまちづくりを進めるためにも、課題解決に総力を傾け、職責を全うしたいと決意しております。

ついでには、皆さまのご期待に添えるよう努力をいたしますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。終わりに、本年も皆さまにとって健康で幸せな最良の年となりますよう、心からご祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

議会だより

平成21年第2回臨時町議会を平成21年11月24日に開催しました。

本臨時会に提出された2議案は、原案どおり可決されました。

条例の一部改正

●石井町長及び副町長の給料及び旅費支給条例の一部を改正する条例について

人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき平成21年12月支給からの石井町長、副町長、教育長及び石井町議会議員の期末手当について減額するため本条例を改正しました。

●石井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告及び徳島県人事委員会勧告に基づき石井町職員の給与等を減額改定するため本条例を改正しました。

平成21年第4回定例町議会を平成21年12月9日から17日までの9日間の日程で開催しました。本定例会に提出された議案は、可決12議案、否決2議案でした。

条例の制定

●石井町自転車等放置防止条例について

駅前前道路等の公共の場所における自転車等の放置を防止するため本条例を制定しました。

条例の一部改正

●石井町消防団条例の一部を改正する条例について

石井町消防団の団員定数を335人から340人に増員するため、本条例を改正しました。

●石井町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

乳幼児等医療費助成事業の所得制限の撤廃及び対象年齢を9歳に到達する日以後の最初の3月31日までから12歳に到達する日以後の最初の3月31日までに改めるため本条例を改正しました。

条例の廃止

●石井町老人福祉センター設置及び管理等に関する条例を廃止する条例について

石井町老人福祉センターを閉所することに伴い、本条例を廃止しました。

人事

●石井町教育委員会委員任命の同意について

現石井町教育委員の中村稔氏の任期が平成21年12月15日で満了するため、その後任として河野英俊氏（城ノ内）を任命することが同意されました。

その他

●町道の認定について

道路法第8条第2項の規定に基づき石井260号線（石井72-9-73-7）、白鳥110号線（白鳥96-4-96-9）、白鳥111号線（白鳥167-8-167-13）、白鳥112号線（白鳥187-8-187-11）、高川原178号線（高川原1632-10-1632-16）を町道に認定するため議会の議決を得ました。

●町道の変更について

道路法第10条第3項の規定に基づき桜間50号線の区間を加茂野2-2-桜間407-1から加茂野2-2-桜間413-1に変更するため議会の議決を得ました。

●飯尾川公園いしいドームの指定管理者の指定について

飯尾川公園いしいドームの指定管理者を指定するため議会の議決を得ました。

指定する団体

徳島県徳島市幸町1丁目47番地3
岡田企画株式会社

指定期間

平成22年4月1日から
平成25年3月31日まで

否決

●訴えの提起について

補正予算

●平成21年度石井町一般会計補正予算（第3号）

補正額

6,723万5千円

予算の総額

79億4,546万3千円

主な歳出の内容

退職手当組合負担金

3,572万4千円

新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業

2,862万7千円

高浦中学校屋内運動場整備事業

1,357万8千円

町道高原33号線改良事業

△2,000万円

特別職及び一般職の給与費及び共済費

△3,960万5千円

主な歳入の内容

不動産売払収入

5,956万円

新型インフルエンザワクチン負担軽減費県補助金

760万2千円

地方道路整備事業国庫補助金

△1,045万円

●平成21年度石井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正額

1億6,218万9千円

予算の総額

29億2,718万9千円

主な歳出の内容

一般被保険者診療報酬給付費

1億1,700万円

後期高齢者支援金

3,981万4千円

老人保健医療費拠出金

△2,606万円

主な歳入の内容

療養給付費国庫負担金

1億1,673万2千円

財政調整基金繰入金

3,300万円

●平成21年度石井町給与集中管理特別会計補正予算（第1号）

補正額

△4,750万5千円

予算の総額

13億4,680万1千円

主な歳出の内容

給料

△2,381万7千円

職員手当等

△2,948万8千円

歳入の内容

給与振替収入

△4,750万5千円

●平成21年度石井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正額

3,944万8千円

予算の総額

23億339万2千円

主な歳出の内容

居宅介護サービス給付費

4,266万5千円

職員給与費

△727万円

主な歳入の内容

国庫負担金現年度分

932万4千円

支払基金交付金現年度分

1,398万5千円

一般会計繰入金

797万9千円

否決

●平成21年度石井町一般会計補正予算（第4号）

議員提出議案

●財産の取得又は処分に関して議会への事前協議及び報告を要望する決議

議会の議決に付さなければならぬと条例で規定された要件以下の財産の取得又は処分を行うときには、議会に事前協議及び報告を要望する決議が可決されました。

請願

不採択

●家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書

～百条委員会中間報告書（抜粋）～

一般廃棄物最終処分場の維持管理業務委託契約調査特別委員会

平成 21 年 7 月 17 日の平成 21 年第 1 回臨時町議会において、一般廃棄物最終処分場の維持管理業務委託契約調査特別委員会（以下、「委員会」という。）に付託された案件について、地方自治法第 100 条に基づき調査したところ、現時点での調査結果は以下の通りであるので報告する。

＜ 調査の趣旨 ＞

本委員会は、次の①～③の事項について検証を行うものである。

- ① 平成 12 年度から平成 19 年度における、石井町と八光海運株式会社（以下、「八光海運」という。）間で締結された各年度の一般廃棄物最終処分場の維持管理契約（以下、「本件各業務委託契約」という。）の妥当性について
- ② 地方自治法第 98 条に基づく議会から本件業務に関する見積書提出要求を町長が拒否した件について
- ③ その他①、②に関する一切の事項について

＜ 調査特別委員会の設置 ＞

1. 設置決議

平成 21 年 7 月 17 日の平成 21 年第 1 回臨時町議会において、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を委員会に委任した。

2. 委員の定数

9 名以内とする。

3. 委員長、副委員長、委員の氏名（敬称略・順不同）

委員長：川端義明（平成 21 年 10 月 27 日除斥）

副委員長：藤田高明

委員：有持益生、後藤忠雄、久米毅（平成 21 年 10 月 2 日辞任）、

松尾誠作（平成 21 年 11 月 4 日辞任）、山口性治、

山根由美子、横田民次郎（平成 21 年 10 月 13 日除斥）、

志摩匡彦（平成 21 年 10 月 2 日新任）

◀ 委員会の実施状況 ▶

初回開催日である平成 21 年 7 月 30 日から平成 21 年 12 月 8 日までの間、本委員会を 11 回、協議会を 3 回開催した。

◀ 調査事項②について ▶

本委員会より河野町長に対して平成 21 年 9 月 9 日、見積書の提出を請求し、平成 21 年 9 月 29 日に「一般廃棄物埋立て処分業務委託内訳明細書」が提出され、記載内容等の確認をしたが、これといった問題点は見つからなかった。よって、調査事項②の「地方自治法第 98 条の規定に基づく議会からの本件業務に関する見積書提出要求を河野町長が拒否した件」に関しては問題ないと判断する。

参考までに、同見積書に見積もられている本件業務の 1 年間の委託料は 4,476 万 6,400 円で、八光海運に支払った 1 年間の委託料は 8,339 万 9,400 円であるから、河野町長が見積りを依頼した会社が 3,863 万 3,000 円も安い。このことからしても、八光海運の見積額が著しく高額であることがわかる。

◀ 結 論 ▶

これまでの調査を総合的に勘案し、

- ① 他社からの見積りを徴せず、平成 12 年度以降、八光海運のみからその見積りを提出させ、本件各業務委託契約を随意契約で締結していること。
- ② 平成 14 年度には賃貸借契約の対象物件たる本件重機の減価償却期間 3 年が終了しており、平成 15 年度以降は重機類の減価償却費を含ませる必要性はなかったこと。
- ③ 減価償却期間の経過は極めて容易に認識できたこと。
- ④ 八光海運に有利な契約が 8 年間も継続していること。

等の事情に鑑みれば、平成 12 年度から平成 19 年度の本件各業務委託契約は、著しく八光海運に有利な内容の契約をあえて締結したと推測できる。すなわち、このような一方当事者に著しく有利な契約は、八光海運、坂東忠之前町長、岩佐透元町職員が通謀しなければ締結することは不可能であり、こうした通謀による不当な契約は、石井町にことさら損害を蒙らせる共同不法行為であると言わざるを得ない。

このことについて、7 名の石井町議会議員が平成 21 年 11 月 19 日、徳島地方検察庁に対し背任罪の疑いで、坂東忠之前町長と岩佐透元職員を告発しているが、町民の貴重な税金を 2 億 2,376 万 9,700 円も不当に流失させた責任は到底許すことができず、したがって、町長は、石井町の損害を補填すべく、両名及び八光海運に対して民事上の損害賠償請求をすることは勿論のこと、また、背任の疑いがあるため、両名を捜査機関に対して告訴することを提言するものである。

◀ おわりに ▶

最後に、本委員会の調査に格段のご理解とご協力を賜った証人、参考人等全ての関係者の皆様方に衷心より感謝を申し上げる。以上をもって、石井町の一般廃棄物最終処分場の維持管理業務委託契約調査特別委員会の現時点での中間報告とする。

平成 22 年 石井町消防出初式

1月10日に新春恒例の石井町消防出初式が行われ、永年消防活動等に功労のあった団員らに表彰状や感謝状が贈られました。

徳島県知事表彰 (個人表彰)

名西消防組合 消防司令補

佐々木 定雄

石井分団第1部 部長

竹内 富男

高原分団 分団長

奥山 茂輝

高原分団第2部

井内 重利

高原分団第3部

笠井 仁

徳島県消防協会会長表彰

(功績章)

石井分団第4部 部長

吉成 道明

高原分団第1部

尾田 伸二

高原分団第3部

阿部 龍裕

高原分団第5部

加川 憲市

(精績章)

石井分団第1部

阿部 勇治

徳島県消防協会 名西地方分会会長表彰

高原分団第1部 部長

松原 義弘

高原分団第1部

吉岡 清治

高原分団第4部

班長 大西 高義

藍畑分団第4部

坂東 孝浩

藍畑分団第5部

瀬部 勲

高川原分団第1部

武知 耕輔

高川原分団第4部

元木 政文

高川原分団第5部

班長 田中 勢

班長 鎌田 良明

石井分団第1部

鈴木 浩文

石井分団第3部

武市 健作

石井分団第7部

安宅 真二

石井町長表彰

浦庄分団第2部 班長

西村 宣彦

浦庄分団第4部

岩佐 学

浦庄分団第5部

三谷 宏幸

浦庄分団第5部

山口 和久

高原分団第3部

後藤 祐樹

高原分団第4部

武知 泰幸

高原分団第4部

秋山 利行

藍畑分団第1部

桑内俊太郎

藍畑分団第1部

久米 克治

藍畑分団第4部

吉成 寿志

藍畑分団第6部

河野 良二

高川原分団第1部

以西 芳隆

高川原分団第2部

井内 一道

高川原分団第3部

民 正尚

高川原分団第5部

穂積 康太

浦庄分団第2部

班長 鈴木 敏生

元石井分団第9部

元石井分団第1部

元浦庄分団第1部

元浦庄分団第2部

寺内 明博

退職消防団員感謝状

元石井分団第2部 部長

木村 勇人

元石井分団第7部

鈴木 敏生

元石井分団第9部

鎌田 義久

元浦庄分団第1部

岩本 達也

元浦庄分団第1部

原 直樹

元浦庄分団第2部 部長

林 宗主

元浦庄分団第2部

寺内 明博

元浦庄分団第2部

三宅 健

元浦庄分団第3部

河村 正

元高原分団第1部

矢上 禎和

元藍畑分団第1部

梶本 仁章

元藍畑分団第5部 部長

武知 伸幸

元藍畑分団第6部

井内 孝明

元藍畑分団第6部

芳川 佳久

元高川原分団第1部 部長

以西 誠司

元高川原分団第3部

井内 一範

石井警察署長感謝状 (防犯功労)

石井分団第6部 部長

笠原 章玄

高川原分団第2部 部長

久米 克典

高川原分団第5部 部長

本田 晃

(敬称略・順不同)

町長コラム

めんじゅうふくはい
面従腹背って
嫌ですね!

石井町長 河野俊明

今年は、石井町民の皆様、役場の職員の皆様に、本音で語り合っていたいと思います。

「面従腹背」というのは、面と向かつては服従しているながらも、心の中で背いているということです。

これでは、お互いうまくいきませんね。お互い腹を割って話し合い、たとえ怒鳴りあうことがあったとしても、一つの問題解決のために、最後は協力しあう。それが、石井町民のために良いことであれば、口論も通過点でしかありません。裏表のない政策討論、大いにやりませんか。

私たちには一つの目標しかありません。それは、石井町が住みよい町、誇れる町、人情溢れる町であり、石井町に行きたいな、住みたいなと思えるまちづくりです。

「今年も全力投球！」

お知らせ
Information



募 集

放送大学学生募集(4月入校)

マイペース(テレビ・ラジオ)で自宅学習できます。
◎1科目からでも学べます。

募集学生・募集期間

大学(教養学部)・大学院(修士選科生・修士科目生)
2月28日(日)まで(必着)
※放送大学徳島学習センター
Tel 602-0151

国立大学法人等職員採用試験

中国・四国地区国立大学法人等職員採用試験の試験案内の配布が始まりました。
資格 昭和56年4月2日以降に生まれた者
受付期間 4月1日(木)～4月9日(金)

1次試験日 5月16日(日)

◎詳しくは、ホームページをご覧ください。
http://home.hiroshima-u.ac.jp/jinji/shiken/

※中国・四国地区国立大学法

人等職員採用試験実施委員会
採用試験事務室
Tel 082-424-5616

暮らし

新農業者年金に
加入しましょう

農業者年金は将来の大きな支えになります

- ①年間60日以上農業に従事する60歳未満の方で、国民年金の第1号被保険者であれば、男女に関係なく加入できます。
- ②自分が積み立てた保険料とその運用益によって自分が将来受け取る年金額が決まる「積立方式」です。
- ③保険料は2万円から6万7,000円の範囲で自由に選択でき、途中で見直しもできます。
- ④認定農業者で青色申告をしている人(39歳までに加入)などの要件に該当する人は、保険料2万円のうち最高1万円の国庫補助があります。
- ⑤支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になるなど、税制面の優遇措置があります。
- ⑥年金は終身受け取ることができ、仮に80歳前に亡くなっ

た場合でも80歳までの年金の現在価値相当額が死亡一時金として支払われます。
※農業委員会
Tel 674-7507

徳島県最低賃金

| 最低賃金件名 | 時間額 | 効力発生日 |
|-----------------------------------|------|----------------|
| 徳島県最低賃金 | 633円 | 平成 21年 10月 1日 |
| 紡績、織物業 | 652円 | 平成 15年 12月 21日 |
| 造作材・合板・建築用組立材料製造業 | 770円 | 平成 21年 12月 21日 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 791円 | 平成 21年 12月 26日 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 746円 | 平成 21年 12月 21日 |

※徳島労働局
Tel 652-9165

行政相談会場変更について

1月から、行政相談の相談会場が中央公民館から石井町役場に変更されます。

行政相談は、毎月第4火曜日、午前9時から正午まで開設しています。役所等の仕事

について苦情や意見・要望がある方は、お気軽にご相談ください。相談は無料です。
※住民課
Tel 674-1114

消費生活相談

毎日のくらしの中で消費生活に関する苦情などがありましたらお気軽にご相談ください。消費生活相談は、農業研修センターで毎月第2・第4水曜日、午後1時から4時まで開設しています。相談は無料です。

石井町消費生活相談所

※産業経済課
Tel 674-2468

セーフティネット貸付制度

【制度の主な概要】

融資金額 4,800万円以内
返済期間 4年以内(うち据置期間3年以内)
運転資金 8年以内(うち据置期間3年以内)

設備資金 15年以内(うち据置期間3年以内)

◎設備資金は基準金利2.25%からとなります。また第三者保証人等不要の場合は設備資金の返済期間は10年となります。
◎詳細は、お気軽にお問い合わせ

わせください。
※日本政策金融公庫徳島支店
Tel 622-7271

国の教育ローン

高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学しているお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

融資金額

学生・生徒1人につき300万円以内
利率 年2.65%(固定金利・平成21年11月10日現在)

※「国の教育ローン」コールセンター(ナビダイヤル)
Tel 0570-008656
または
Tel 03-5321-8656

統計調査

2010年世界農林業センサス

平成22年2月1日現在で、全国一斉に「2010年世界農林業センサス」が実施されます。1月中旬から農林業を営んでいる皆さまのところに調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

農林水産省 徳島県 石井町
※企画財政課
Tel 674-7501

石井町社会福祉協議会 からのお知らせ

■事務所移転のお知らせ

石井町老人福祉センター廃止のため、平成21年12月21日から石井町社会福祉協議会の事務所は、石井町クリーンセンター（飯尾川公園いししいドーム南）の管理棟内に移転しました。

これまで石井町社会福祉協議会が行っていたサービスは、事務所移転後も変わらず実施しています。なお、電話番号に変更はありません。

■心配ごと相談会場変更

1月から心配ごと相談の会場が石井町老人福祉センターから石井町クリーンセンター管理棟内になりました。

心配ごと相談は、毎月第2・第4火曜日、午前9時から正午まで開設しています。どんなことでも一人で悩まずにお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※石井町社会福祉協議会
Tel 674-0139
fax 675-2655

徳島税務署 からのお知らせ

■確定申告と納税はお早めに

所得税の確定申告及び贈与税の申告は、**3月15日(月)**が申告・納付の期限です。個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告は、**3月31日(水)**が申告・納付の期限です。

申告書はご自分で書いて、できるだけ郵送等で提出してください。納期限までに最寄りの金融機関で納付を済ませてください。また、振替納税を利用していらっしゃる方は確実に振替納付ができるよう残高の確認をしてください。

【今年の口座振替日】

◆所得税 4月22日(木)

◆消費税及び地方消費税 4月27日(火)

■確定申告会場について とところ アステイとくしま 3階第2特別会議室

期間 2月1日(月)～
3月15日(月)

(土・日・祝日を除く。ただし、2月21日及び28日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受け付けを行います。)

時間 午前9時～午後4時
(午後4時以降は受け付けできません。)

◎この期間、徳島税務署庁舎内には、申告相談会場を設けておりません。なお、アステイとくしまの駐車場については、有料(1日200円)となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

■便利なe-Tax(インターネット)で電子申告を!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、インターネット(電子申告)を利用して提出できます。

■最高5千円の税額控除

平成21年分の確定申告書の提出を本人の電子署名及び電子証明書を付して期限内にインターネットで行うと、最高5千円の所得税の税額控除を受けることができます。(平成20年分以前の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。)

■添付書類が提出省略

所得税の確定申告をインターネットで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、記載内容を入力して送信することにより、提出または

提示を省略することができません。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。)

■還付金がスピーディ

インターネットで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

※国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

※徳島税務署

Tel 622-4131

年金受給者等に対する 確定申告相談会

四国税理士会徳島支部の社会貢献事業として開催します。

とところ アステイとくしま

3階第1特別会議室

◎駐車場は有料(1日200円)です。

期間 2月1日(月)～15日(月)
(土・日・祝日を除く。)

必要書類

①「確定申告相談会のご案内」の文書が送付されている方は、その文書/②印鑑/③確定申告書が送付されている方は、申告書用紙(送付されていない方は、当日お渡しします。)

④「確定申告のお知らせ」ハガキが送付されている方は、そのハガキ/⑤公的年金等の源泉徴収票、公的年金以外に収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)/⑥社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者保険・国民年金保険料等)の支払額の分かる書類(会場でお調べすることとはできませんので、証明書等を事前に取得して持参してください。)/⑦(医療費控除を受ける方は)医療費の領収書・保険等で補てんされた金額の分かる書類(事前に集計しておいてください。)/

⑧生命保険料、地震保険料の支払証明書/⑨預金口座番号(納税者本人名義のものに限ります。)/⑩(お持ちの方は)昨年の利用者識別番号通知書(保管用の黄色の封筒内)・昨年の申告書の控

★これは、昨年まで石井町中央公民館で行っていた「年金受給者を対象とした確定申告相談会」にかわるものです。会場が変更になりました。

※四国税理士会徳島支部
Tel 623-0424

税 務 課 からのお知らせ

■石井町の申告相談について

《申告相談スケジュール》

会場 中央公民館2階会議室
相談日(土・日を除く)

藍畑地区 2月16日・17日

高原地区 2月18日・22日

高川原地区 2月23日・26日

石井地区

【旧石井・重松】

3月1日・5日

【城ノ内・白鳥・尼寺・内谷】

3月8日・9日

浦庄地区 3月10日・12日

予備日 3月15日

時間 午前9時～11時30分、
午後1時～3時

◎所得税がかからない方も、住民税や国民健康保険税等の計算に必要ですので、通知した日時に会場へお越しください。

★注意 原則として決められた相談日に申告相談を受けてください。ただし、都合により来られない場合は、申告期間中の受付時間内であれば、各地区別に関係なく申告相談を受け付けします。

■住民税の住宅ローン控除

(住宅借入金等特別税額控除)

平成22年度から、会社から提出していただく給与支払報告書の記載内容が変更されたため、住民税からの住宅借入金等特別税額控除の石井町への申告書の提出が原則として不要となりました。

ただし、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除(可能)額及び居住開始年月日の記載がない場合、住民税の計算に控除が反映されませんのでご注意ください。

■固定資産税(償却資産)の申告について

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在石井町内に償却資産を所有されている方はその内容(取得年月、取得価額、耐用年数等)について申告書を提出していただくことになっております。

提出期限 2月1日(月)

提出先 税務課固定資産税係

※税務課

Tel 674-1115

「理想的な生活習慣継続のために」 ～特定保健指導③～

前回、石井さんは体重を減らすためウォーキングやご飯の量を減らす計画を立てました。2カ月が経ちますが実行できていますか？

ウォーキングにストレッチ、ご飯の量も計画どおり守っています。そのせいか、体重はあまり変化ないけどおなか周りはスッキリしたように思います。ベルト穴が一つ縮まりました！



保健師



石井さん

がんばっていますね。食事が足りなくて不満だったり、運動が面倒ということはありませんか？

計画がきついなと思うことはないけど、寒い時期ウォーキングが大変かも…。それから、食事。食べ過ぎはよくないとわかっているけど、年末年始はつい食べ過ぎちゃうんだよね。



■生活に応じて計画を変更

石井さんは、今の計画に無理は感じていませんが、いつもと違う生活の場面でのように計画を変更させれば良いか迷っているようです。そのため、保健師と管理栄養士に相談し、次のように変更することにしました。

《運動》

ウォーキングができないときは、お風呂掃除(20分)または階段の上り下り(10分)を行う。

《食事》

お酒やお餅は意外に高カロリー。食べ過ぎに注意するためのポイントを守る。

■「私に脱メタボは無理」と思っている方へ

「計画を実行できなかった」とすべてを否定することはありません。「できないときもある」「他にできたこともあった」と前向きに考えましょう。

目標は、少しづつ短期・中期で立てると続けやすくなります。無理のない計画へ変更することも時には必要です。せっかく立てた計画も無理をしすぎたり、がんばりすぎると続きません。また、急な生活の変化(けがをしたり家族の介護をするようになったなど)が起こると、思っていたように実行できなくなります。短期で計画を見直し小さな目標を1つずつ達成していくことが楽しんでできるコツです。

特定保健指導(積極的支援)では、2週間後、1カ月後、2カ月後、3カ月後、4カ月後、5カ月後、6カ月後と様子をお伺いし、計画の進行状況に応じ調整を行い、目標が達成できるように保健師や管理栄養士もお手伝いしています。

次回は「石井さんの脱メタボ、結果発表」です。

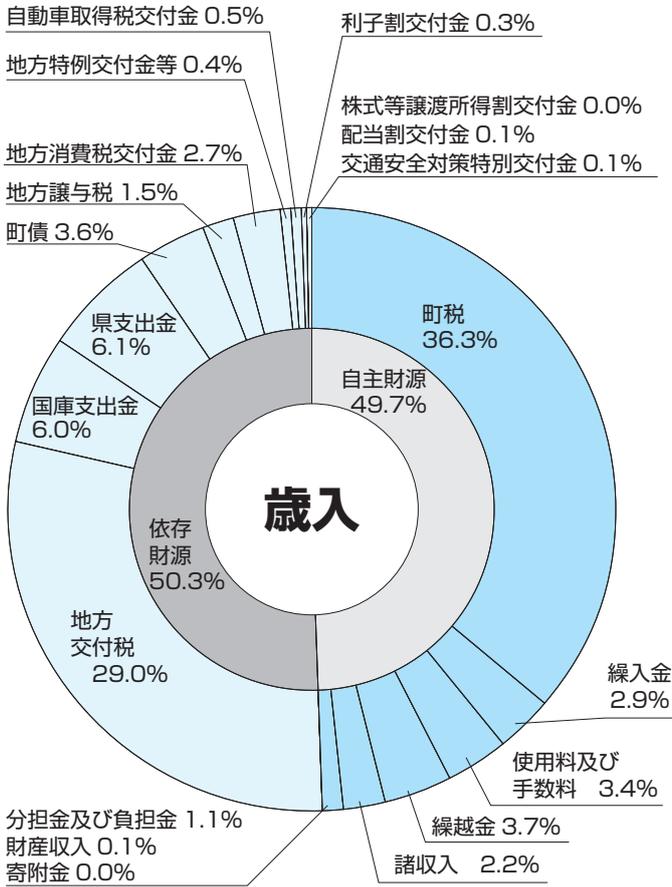
※保健センター

Tel 674-0001

地方自治体における会計は、一般会計と特定の場合に設置される特別会計とによって構成されています。個々の地方自治体ごとで各会計の範囲が異なっているため、各市町村の財政状況を比較する場合、統計上統一的に普通会計という会計区分がよく用いられています。

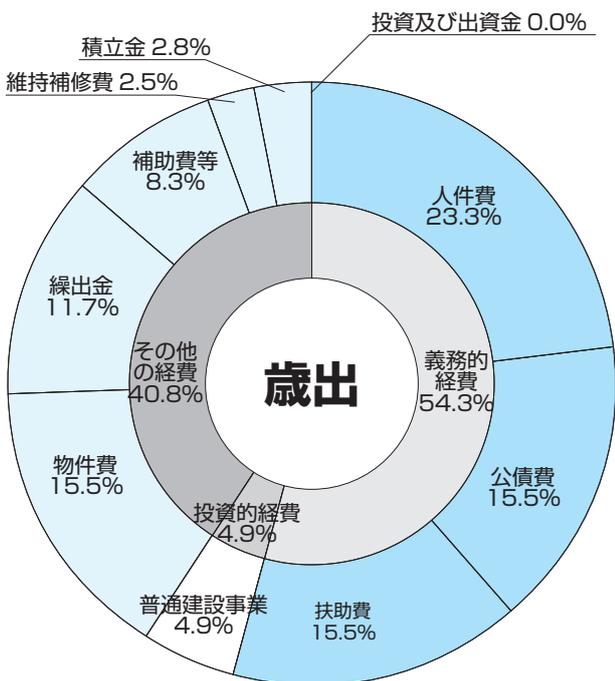
石井町では、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、給与集中管理特別会計とによって構成されます。

～平成 20 年度石井町普通会計決算～



歳入決算額および構成比 (単位：千円)

| 区 分 | 決算額 | 構成比 |
|-------------|----------------|-----------------|
| 自主財源 | 町税 | 2,743,518 36.3% |
| | 繰入金 | 220,452 2.9% |
| | 使用料及び手数料 | 264,864 3.4% |
| | 繰越金 | 278,434 3.7% |
| | 諸収入 | 169,855 2.2% |
| | 分担金及び負担金 | 80,101 1.1% |
| | 財産収入 | 4,346 0.1% |
| | 寄附金 | 550 0.0% |
| | 依存財源 | 地方交付税 |
| 国庫支出金 | | 454,406 6.0% |
| 県支出金 | | 460,027 6.1% |
| 町債 | | 271,270 3.6% |
| 地方譲与税 | | 111,316 1.5% |
| 地方消費税交付金 | | 203,331 2.7% |
| 地方特例交付金等 | | 28,984 0.4% |
| 自動車取得税交付金 | | 36,446 0.5% |
| 利子割交付金 | | 19,460 0.3% |
| 株式等譲渡所得割交付金 | | 2,298 0.0% |
| 配当割交付金 | | 5,771 0.1% |
| 交通安全対策特別交付金 | 4,368 0.1% | |
| 合 計 | 7,548,207 100% | |



歳出決算額および構成比 (単位：千円)

| 区 分 | 決算額 | 構成比 |
|---------|----------------|-----------------|
| 義務的経費 | 人件費 | 1,667,125 23.3% |
| | 公債費 | 1,105,897 15.5% |
| | 扶助費 | 1,105,206 15.5% |
| 投資的経費 | 普通建設事業 | 353,653 4.9% |
| | 災害復旧事業 | 0 0.0% |
| その他の経費 | 物件費 | 1,106,669 15.5% |
| | 繰出金 | 837,627 11.7% |
| | 補助費等 | 595,939 8.3% |
| | 維持補修費 | 178,690 2.5% |
| | 積立金 | 200,280 2.8% |
| 投資及び出資金 | 1,500 0.0% | |
| 合 計 | 7,152,586 100% | |

石井町の台所事情

地方公共団体が財政を運営していく上での原則のひとつに、会計年度独立の原則というものがありません。これは、その年度中の支出は、同じ年度中の収入をもって充てなければならぬというものです。しかし、施設の建設などの多額な事業をすると、そうもいきません。各年度間の負担を平準化したり、収支の均衡を図ったりするために、地方債を起こしたり、積み立てている基金を取り崩したりして、財源を確保します。

石井町の普通会計における町債と基金の平成20年度末現在高は△表1▽、過去10年間

石井町の町債及び基金の状況ならびに義務的経費の状況についてお話しします。



〈表1〉 町債及び基金現在高

| | 平成 20 年度末現在高 |
|-----|--------------|
| 町 債 | 8,095,365 千円 |
| 基 金 | 3,799,690 千円 |

〈表2〉 義務的経費の状況

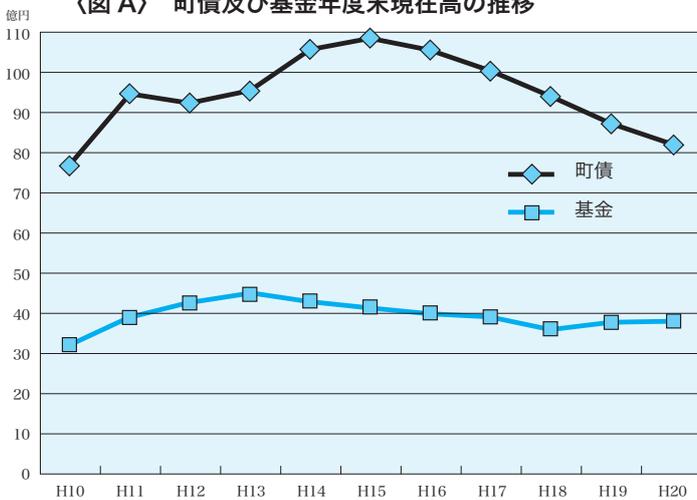
| | 平成 20 年度決算額 |
|-----|--------------|
| 公債費 | 1,105,897 千円 |
| 扶助費 | 1,105,206 千円 |
| 人件費 | 1,667,125 千円 |
| 合 計 | 3,878,228 千円 |

の推移が△図A▽のとおりとなっています。なお、平成20年度も一時借入金金の借り入れは行っていないです。

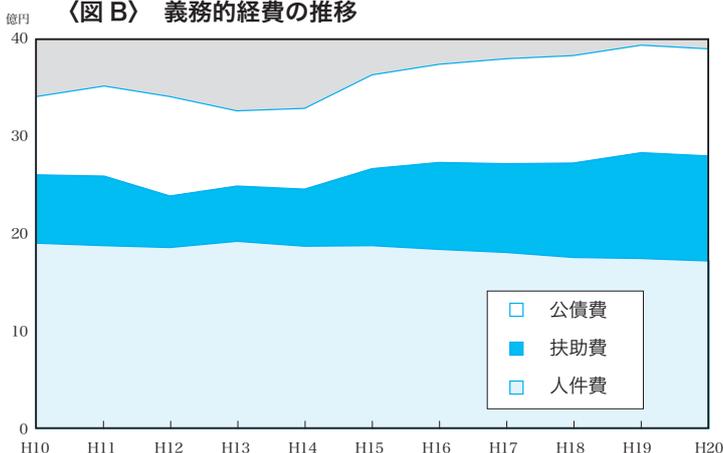
法令あるいはその性質上から支出が義務づけられていて、削減を図ることが極めて難しい義務的経費とは、職員などの人件費、介護サービス給付や児童手当などの扶助費、建設事業などのために借入れた町債の返済金である公債費のことをいいます。

義務的経費の状況は、平成20年度決算額は△表2▽、過去10年間の推移が△図B▽のとおりとなっています。

〈図A〉 町債及び基金年度末現在高の推移



〈図B〉 義務的経費の推移



財政用語解説

■ 地方債とは？

地方公共団体が一会計年度を超えて行う借入れのことをいい、町が起こす地方債のことを町債といいます。地方債は原則として投資的経費（建設事業関係の経費）の一定部分に充てられます。そして、公債費（元利償還金）として、後年負担します。

■ 積立金とは？

特定の支出目的のため、年度間の財源変動に備え、前もって基金に積み立てる金銭のことをいい、基金は設置目的のためでなければ取り崩すことができません。

母と子の健康フェスタ(10月23日)



人形劇やバルーンアートなどのアトラクションや縁日コーナー、手作りおやつ配布などを行い、楽しい時間を過ごしていただきました。

街路灯寄贈 (10月21日)



四国電力株式会社から街路灯灯具一式3灯が石井町に寄贈されました。

いしい
スナッフ。



石井町の話題を
紹介します。

乳牛和牛共進会(11月8日)



畜産業の発展のため、町内の畜産農家が育てている乳牛・和牛を出品し品評を行いました。

健康まつり(11月6日)



生活習慣病予防と新型インフルエンザ予防についての講演、保健推進員による健康劇、健康づくりコーナーめぐりなどを行いました。

秋祭り



10月下旬から11月上旬にかけて町内各地で、秋祭りが開催されました。写真は、遠藤達郎さん(城ノ内)の投稿です。

文化祭(11月27日~29日)



書道・絵画・写真・工芸などの作品が中央公民館に展示され、29日には舞踊や邦楽などの芸能が発表されました。

農産物品評会(11月21日)



採れたての新鮮な野菜・果物・花・加工品など、石井町内の生産者が育てた農産物の品評会と即売会を行いました。

ドクターズキッチンinスクール(11月19日)



石井中学校で生活習慣病の予防と食生活についての講演が行われ、講演の後、ヘルシー料理のレシピ紹介と試食会を行いました。

石井町農業フェア(12月6日)



野菜の直売やボランティアによる模擬店、野菜当てクイズやビンゴ大会などのアトラクションで賑わいました。

総ぐるみ人権啓発研修大会(12月5日)



人権問題への理解を深めていただくため、人権作文優秀作品の表彰及び発表、講演会、人権コンサートなどを行いました。

冬のイルミネーション



12月1日から1月3日まで、飯尾川公園でイルミネーションを点灯し、冬の夜空を光のファンタジーで彩りました。

新型インフルエンザワクチン接種費用の助成について

石井町では、新型インフルエンザ(A/H1N1)により、重症化しやすい方の死亡や重症化を防ぐため、国が定める優先接種対象者等に対し、新型インフルエンザワクチンを接種する際の費用を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

助成対象者・金額

| | |
|--|-----------------|
| 石井町に住民票を有する者で、 生活保護世帯 に属する方及び 市町村民税非課税世帯 に属する方 | 全額公費負担 |
| 石井町に住民票を有する 優先接種対象者 で、 市町村民税課税世帯 に属する方 | 半額程度公費負担 |

★優先接種対象者とは

医療従事者／妊婦／基礎疾患を有する方（※優先接種の対象となるかどうかは、かかりつけ医にご相談ください。）／1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児／1歳未満の小児の保護者／小学校4～6年生／中学生、高校生に相当する年齢の方／65歳以上の方

新型インフルエンザ予防接種を終えられた方へ

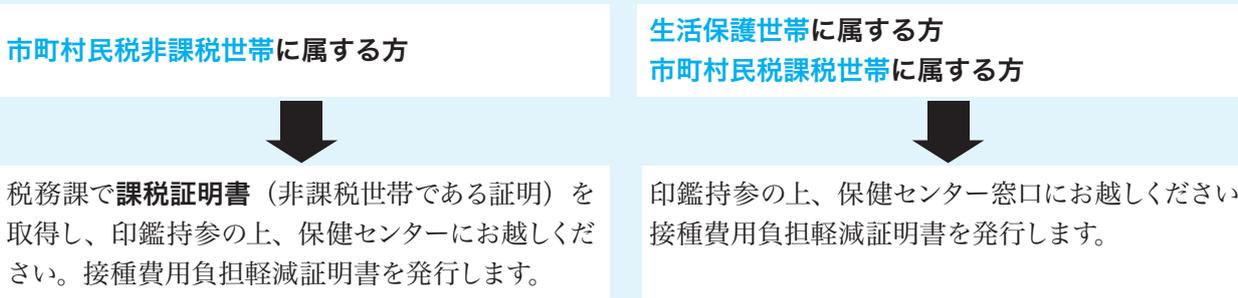
助成対象に該当し、費用負担軽減証明書を持たずに病院へ行き、すでに接種を終えられた方には、12月18日から石井町保健センターで払い戻しの申請を受け付けています。（平成22年4月10日まで受け付けします。）

《申請に必要なもの》

- ①新型インフルエンザ予防接種済証（接種を受けた医療機関で発行されたもの。乳幼児等の場合、接種記録のある母子健康手帳）
 - ②新型インフルエンザ接種費用の領収書（医療機関発行のもの。レシート可）
 - ③印鑑
 - ④銀行または農協の口座振替用通帳（申請者と通帳の名義人が異なるときは、委任状が必要です。）
 - ⑤非課税世帯であることを証する課税証明書（市町村民税非課税世帯に該当する方のみ必要です。）
- ※払い戻しの手続き前（必ず2月14日まで）に課税証明書を取得してください。

これから新型インフルエンザワクチンの接種を予定されている方へ

これから接種に行かれる予定の方は、接種前に必要な手続きを済ませてください。病院窓口での接種費用が軽減され、あとから払い戻しの手続きをする必要がありません。



- ★費用助成は、平成22年3月31日の接種日まで有効です。
- ★払い戻しの申請は、平成22年4月10日まで受け付けします。
- （土、日、祝日を除く平日の午前8時15分から午後5時15分まで）

～課税証明書について～

石井町税務課では、新型インフルエンザワクチン接種費用助成用の課税証明書を無料で発行しています。なお、平成21年1月2日以降に石井町に転入した方は、石井町で課税証明書を発行することができません。平成21年1月1日時点で居住していた市町村で、世帯全員が非課税であることがわかる課税証明書を取得してください。

事務事業仕分けを傍聴しませんか

石井町では、町が行っている行政サービスなどについて、事業そのものの必要性や仕事の進め方を議論し、今後のあり方を考えるため事業仕分けを行います。事業の廃止や見直しを行うとともに、広く町民の皆さんに行政サービスを理解していただくため、議論は、公開の場で行います。

どなたでも傍聴できますので、ぜひご来場ください。

- ◆とき 1月23日(土) 午前9時～午後4時(予定)
- ◆ところ 中央公民館ホール ※石井町事務事業仕分け協議会 Tel.674-1111

広報モニター募集

応募資格 石井町在住の18歳以上の方(本年度の広報モニター活動をしている方も応募できます。)

募集人数 10名程度

活動内容 広報事業に関するアンケートへの回答

モニター期間

平成22年4月～平成23年3月

申込期限 3月31日(水)

応募方法 ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号を記入のうえ、郵送でご応募ください。

〒779-3295 高川原字高川原 121-1

企画財政課広報モニター係

◎電話でも受け付けします。

※企画財政課 Tel.674-7501

みんなのページだよ!



北野裕哉さん (高畑)



白井真生さん (西高原)



上地茉莉さん (石井)



須藤映充さん (東高原)



北野伊織さん (高畑)



犬伏 蘭さん (第十)



笠井綾乃さん (関)



中山 恵さん (関)

イラスト紹介

図書カードを当てよう! 広報クイズ

○に入る言葉は何でしょう。

【問1】新春恒例の石井町消防出初式を1月〇〇日に開催しました。

【問2】石井町では、平成21年12月14日から〇〇タックスを利用した地方税の電子申告の受付を開始しました。

※ 記入例
【問1】 -1月〇〇日
【問2】 -〇〇タックス
住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)
イラスト・俳句など

ハガキに記入例のように答えを書いて、応募方法により2月15日(月曜日)役場必着でご応募ください。抽選で5名の方に1,000円の図書カードを進呈します。

また、クイズの答えの後にイラスト・俳句・教えて欲しい事など、どんどん書いて応募してくださいね。

11月号の当選者(敬称略)

※11月号の答え 「①11.1% ②100万人」

天羽文江 喜多盛 西岡百合子(石井)、泉史子(下浦)、井内和代(西覚円)

11月号の応募総数は59通でした。当選者の皆さんおめでとうございます。

短歌・俳句 川柳紹介

散る紅葉

谷のせせらぎ

紅に染め

静かに流れる

里山の秋

桑村 千代子さん(下浦)

秋祭り

浦安の舞い

おごぞかに

孫薄化粧

初衣装つけ

山口 テル子さん(下浦)

町中が

クリスマス色に

染まってく

私の心も

クリスマス色に

平井 知里さん(下浦)

早春

殿子さずかり

産声に

年越しはやく

新年むかえ

中山 幸子さん(関)

めぐりては

1枚となる

カレンダー

過ぎし今年は

挑戦の年

中川 美智子さん(下浦)

元日に

歳を寿ぐ

料理あり

家族揃いて

賑笑満つ

長野 文夫さん(桑島)

穏やかに

我らの石井

見守りて

今年もそびえる

気延の山は

松島 秀子さん(石井)

寒空に

元気で走る

マラソンを

日ようごとに

楽しいテレビ

後藤 幸子さん(東高原)

久しぶり

友に出逢えて

合言葉

話がはずみ

日が暮れた

吉岡 悦子さん(関)

同窓会

お久しぶりの

顔あわせ

思い出つづる

シャツターの音

美馬 トシ子さん(下浦)

初参り

はにかみながら

御神酒受け

阿部 敏弘さん(石井)

もやの朝

水辺に漂う

鴨の群れ

喜多 盛さん(石井)

山里に

軒並吊す

柿暖簾

泉 史子さん(下浦)

友の死を

聞きし夕べよ

初しぐれ

井内 斐子さん(天神)

姿見に

色香も映す

洗髪

井内 宏さん(天神)

温暖で

庭のサツキに

花が咲く

宇山 幸男さん(石井)

車から

今日も見ている

バスの客

市原 義雄さん(石井)

脳トレと

辞書を片手に

駄作ねる

井上 澄子さん(加茂野) 遠藤 藤恵さん(城ノ内)

マイボトル

出かけるときは

いつも持つ

一宮 一郎さん(石井)

健康が

一番だよと

言うけれど

遠藤 達郎さん(城ノ内)

健康が

一番なのよ

ねえあなた

移動図書館車の愛称募集



絵本や紙芝居など児童書を積み込んだ移動図書館車が町内を巡回します。まだ名前がありませんので、親しみのある愛称を募集します。

応募方法 ハガキに移動図書館車の愛称、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入のうえ、郵送でご応募ください。

<応募締切>
1月31日(日)
(当日消印有効)

<応募先>
〒779-3223 高川原字高川原 2112-3
石井町クリーンセンター管理棟内 石井町社会福祉協議会
TEL 674-0139

応募方法

●ハガキで

◆広報クイズ

◆短歌・俳句、川柳

◆イラスト(必ず黒の油性ペンで書いてください)

◆カラー不可

◆サークル紹介

◆作って欲しいコーナー・教えて欲しい事など

●封書で

◆赤ちゃん紹介(3歳前後・写真、コメントを同封してください)

◆広報いしいの表紙やいいスナップを飾る写真(未発表作に限ります)

〒779-3295

高川原字高川原 2112-1

石井町役場

「ふれあい広場」係

住所・氏名(フリガナ)・年齢(または学年)を必ず書いて郵便でお送りください。

なお、応募多数の場合は掲載できない場合があります。また、応募ハガキ等はお返しませんので、あらかじめご了承ください。

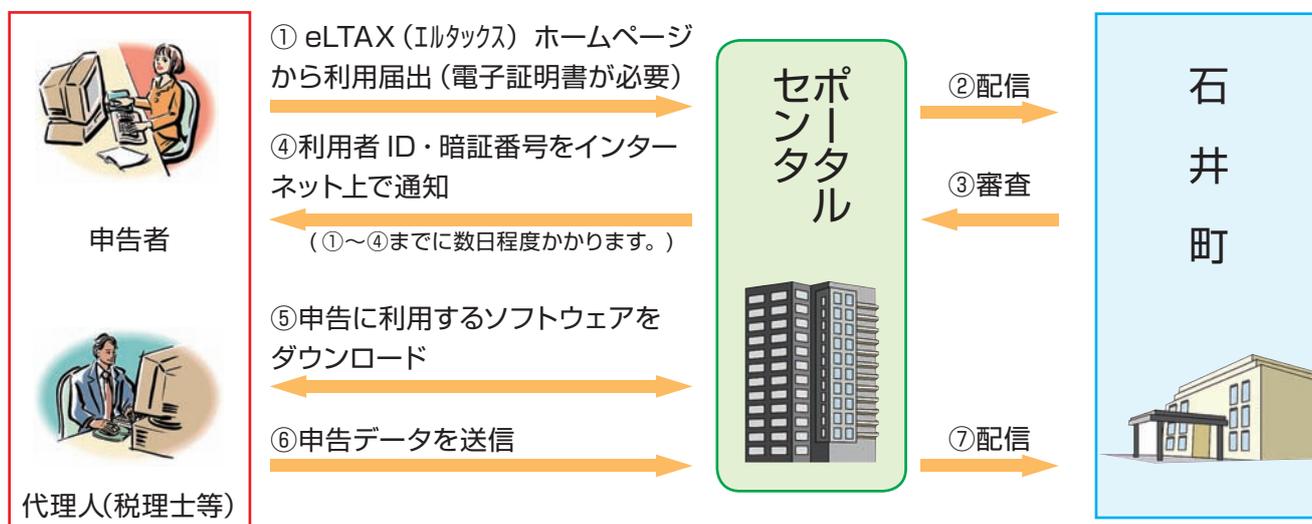
eLTAX (エルタックス) による地方税電子申告について

石井町では、平成 21 年 12 月 14 日から (社) 地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(eLTAX: エルタックス) を利用した地方税の電子申告の受付を開始しました。eLTAX とは、地方税の申告、申請・届出などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。これにより、従来郵送や窓口に出向いて行っていた申告手続きが、自宅や職場、税理士事務所などのパソコンから行うことができるようになりました。

■ 利用できる税目と手続

| 税 目 | 手 続 | |
|-----------------|---|-------------------------|
| | 申 告 | 申 請・届 出 |
| 法人町民税 | ● 中間・確定・修正申告など | ● 法人設立・設置届出書 ● 異動届出書 |
| 個人住民税 (特別徴収) | ● 給与支払報告書(総括表・個人別明細書) ● 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 ● 普通徴収から特別徴収への切替申請 ● 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票または特別徴収税額納入内訳届出 ● 公的年金等支払報告書(総括表・個人別明細書) | ● 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 |
| 固定資産税 (償却資産) | ● 償却資産申告書 ● 種類別明細書 | |

■ 電子申告の流れ



★ eLTAX (エルタックス) の利用時間は、午前 8 時 30 分～午後 8 時 (土日祝・年末年始除く) となります。

■ eLTAX (エルタックス) の詳しい内容や利用手続について

- ◆ eLTAX (エルタックス) ホームページ : <http://www.eltax.jp/>
- ◆ eLTAX (エルタックス) サポートデスク : [TEL0570-081459](tel:0570-081459)
(IP 電話・PHS をご利用の場合 : 03-5339-6701)
月～金 午前 8 時 30 分～午後 8 時 (土日祝・年末年始除く)

お問い合わせ ●●●●●●●●●● 税務課 TEL088-674-1115
法人町民税・個人住民税については町民税係、固定資産税(償却資産)については固定資産税係にお問い合わせください。